



病児保育事業 利用料減免申請についてのお知らせ



市民税非課税世帯や生活保護世帯のお子さんは病児保育を無料で利用できます。

新たに非課税世帯となり、利用料の減免を希望する場合、利用料減免申請書をご提出ください。
市が提出書類を審査し、結果を通知します。

【提出期間】

6月の市民税確定後～7月10日まで

※上記期間外において非課税世帯となった場合も利用料減免申請書を提出してください。

【提出書類】

- ・利用料減免申請書(病児保育施設、こどもセンター、市公式 HP に様式あり)
- ・市県民税非課税証明書

※転入等で大村市に税情報がない場合のみ(前年度1月1日時点で大村市外に在住)

【提出場所】

大村市こどもセンター こども支援課窓口

【特記事項】

- ・現年の課税状況に応じた利用料は当該年度8月から翌年度7月まで適用されます。
- ・現在減免されている場合、毎年6月の市民税確定後に市が課税状況を確認します。課税世帯に変更されていれば、減免対象外となる旨通知します。
- ・世帯全員が、市民税が課税されている方の扶養を受けている場合は減免対象外となります。
例えば、単身赴任の夫(課税)に扶養されている妻・子の世帯(非課税)祖父(課税)に扶養されている母・子の世帯(非課税)は減免対象外となります。



お問い合わせ先

大村市こどもセンターこども未来部こども支援課給付グループ

担当: 伊藤、諸岡

〒856-0832 大村市本町413番地2

電話: (0957) 54-9100